

7-4 世田谷区環境配慮型住宅リノベーション推進事業補助金

目的	壁や窓の断熱改修、屋根の高反射率塗装、太陽光発電システムや省エネルギー機器類の設置等によるリフォームにより住宅から排出される二酸化炭素を削減し、省エネルギー化と良好な住宅の普及を目指します。	
補助金の申請ができる方及び申請対象となる工事	世田谷区に住民登録がある次のいずれかの区民 ・戸建て住宅を所有している方（居住者） } ア～クのいずれか1つ以上を行う ・賃貸住宅を所有している方（所有者） } ケ、コのいずれかをア～キのいずれかと併せて行う ・分譲マンション住宅を所有している方（居住者） } イ、カ、クのいずれか1つ以上を行う ケをイ、カのいずれかと併せて行う	
補助の対象となる工事の内容	ア 外壁等の断熱改修（断熱材を使用した外壁、床及び屋根もしくは天井の改修） イ 窓の断熱改修（二重窓、二重サッシの取付け） ウ 窓の断熱改修（複層ガラスの取付け） エ 屋根の断熱改修（高反射率塗装など） オ 太陽熱ソーラーシステム、または太陽熱温水器の設置 カ 高断熱浴槽の設置 キ 太陽光発電システムの設置 ク 家庭用燃料電池（エネファーム）の設置	ケ 高効率給湯器の設置 コ 住宅の外壁改修 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※ア～キのいずれかの工事と併せて行う場合はケ、コも対象となります。 </div>
建材の種類、機器類について	断熱建材や塗料、太陽光発電システム等の機器類には性能等の評価基準があります。	
補助率、限度額	改修工事経費の10%（カ、ケ、クの設置工事は定額補助）、20万円まで（クを除く）	
申込方法	申請の前にご相談ください。契約・工事着手後の申請はできません。（クを除く）	

担当	環境政策部 エネルギー施策推進課 電話番号 03-6432-7133 ファクシミリ 03-6432-7981
----	--

7-5 小規模店舗等改修費補助

補助対象となる対象者

- ・建築物を所有し、管理し、又は使用している方（個人又は中小企業者等）
- ・建築物又は敷地の所有者の同意を得ている方

補助対象となる建築物

- ・区内の建築物で、平成21年9月30日以前に建てられたものであって、平成21年10月1日以降にユニバーサルデザイン推進条例の届出が必要な増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替・用途変更を行っていない建築物
- ・下記の表に該当する用途（区分・種類）と規模の建築物又は建築物の部分

補助対象となる改修工事

- ・ユニバーサルデザイン推進条例の整備基準又は遵守基準に則した工事など
 例) 店舗等の出入口幅（80cm以上）の確保、段差の解消、車いす使用者用便房の設置
- ・簡易工事 例) 出入口の簡易スロープの整備、出入口の段差部分に手すりの設置

補助金額 ※工事内容の組み合わせにより、補助金額が異なりますので、ご相談ください。（千円未満切り捨て）

- ① ユニバーサルデザイン推進条例の基準に則した工事→改修に要する経費の1/2まで、かつ50万円以下
- ② 出入口の手すりの設置や簡易スロープなどの簡易工事→改修に要する経費の1/2まで、かつ5万円以下

区 分	種類	規模
医療等施設	診療所及び助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。）、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡未満
物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	
飲食店	飲食店	
サービス店舗	理容所、美容所、クリーニング取次店及びコインランドリー、旅行業を営む者の営業所、その他これらに類する施設	その用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満
集会施設	公会堂、集会場、冠婚葬祭施設等（世田谷区町会・自治会会館建設等助成金交付要綱（昭和63年4月1日施行）に規定する助成金の交付の対象に該当するものを除き、一の集会室の面積が200㎡未満のものに限る。）	
公衆浴場	公衆浴場	その用途に供する部分（ボイラー室等を含む。）の床面積の合計が1000㎡未満
集合住宅	共同住宅、寄宿舎、寮の共用部分（各住戸、各住室は対象外）	その用途に供する部分の床面積の合計が1000㎡未満かつ20戸未満

担当	各総合支所街づくり課街づくり担当（連絡先は114ページをご覧ください）
----	-------------------------------------